

国立大学法人茨城大学教員の勤務と労働時間についての指針

〔平成16年 4月 1日〕
指針第 1 号

第1 趣旨

この指針は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第 8号）第28条第 4項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教員の勤務と労働時間に関し、必要な事項を定める。

第2 原則

- 1 教員の労働時間管理は、前学期（4月から 9月）及び後学期（10月から 3月）単位として行う。
- 2 大学は、教育、校務及び社会貢献に係る職務の遂行に支障がない限り、所定始終業時刻の変更及び労働時間の時間配分を教員に委ねる。
- 3 教員は、前学期及び後学期のそれぞれについて、自ら勤務予定表を作成する。
- 4 大学は、教員が各学期を単位として作成した勤務予定表に基づき、個々の教員の労働時間を把握する。

第3 始終業時刻の変更

- 1 教員は、事業運営の妨げにならない限り、教育・研究業務に必要とされる範囲で、勤務予定表において所定の始業時刻・終業時刻・休憩時間を変更することができる。
- 2 教員は、勤務予定表と異なる勤務を行う場合は、所定の手続きを経なければならない

第4 時間外勤務

大学は、入学試験の準備、入学試験及び災害その他避けることができない事由により臨時の必要がある場合を除き、教員に対し時間外勤務を命じない。

第5 休日振替

- 1 大学は、就業規則に規定された休日において、教員に対し勤務を命ずる場合及び教員の請求による学外勤務を許可する場合は、休日振替を行うことができる。
- 2 大学が業務命令として行う休日振替は、就業規則第30条第 1項に列記された 4つの場合に限定される。
- 3 休日振替についての就業規則第30条第 1項第 5号の「その他学長が指定するもの」の教員に対する適用は、教員が自主的に請求する学外勤務を実施するための休日振替にのみ限定される。

第6 学外勤務

- 1 教員は、教育、研究及び社会貢献活動のために、学外において勤務すること（以下、「学外勤務」という。）ができる。大学は、事業の運営の妨げにならない限り、教員の

申請に基づき、その学外勤務を認める。

- 2 学外勤務には、自宅における勤務、学会参加、研究会参加、調査活動、図書館等における資料収集、社会貢献活動等が含まれる。
- 3 学外勤務には、教育、研究目的のために行われる海外渡航（出張命令に基づく海外渡航は含まれない。）も含まれる。
- 4 教員は、終日に渡り学外勤務に就く場合は、その都度、事前に大学に申し出なければならない。
- 5 教員は、教育及び校務の遂行に支障がない場合に限り、勤務予定表提出時に学期を通じて定期的な学外勤務に就くことを勤務予定表に指定できる。なお、勤務予定表作成時における学外勤務の指定などについては、各学部においてその運用ルールを作成する。

第7 春季休業等の期間における勤務

- 1 教員は、春季休業、夏季休業又は冬季休業（以下「春季休業等」という。）の期間においても、半期単位で作成された勤務予定表に準じて勤務しなければならない。
- 2 教員は、春季休業等の期間中の労働日においても、私用により出勤しない場合には、年次有給休暇の取得等により、労働義務の免除を受けなければならない。
- 3 大学は、事業の正常な運営を妨げない限り、半期勤務予定表にかかわらず、春季休業等の期間において、教員の請求がある場合、学外勤務を認める。

附 則

この指針は、平成16年 4月 1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年 8月 4日から実施し、平成16年 4月 1日から適用する。